

地方独立行政法人会計基準等研究会  
公立大学法人部会  
公営企業型地方独立行政法人部会  
(平成 29 年度第 1 回 (合同部会)) 議事要旨

【開催日時等】

- 開催日時：平成 29 年 10 月 18 日 (水) 15:00~17:00
- 場 所：総務省 10 階 共用 1001 会議室
- 出席者：会田座長、秋山委員、金子委員、白山委員、田中委員、  
宮内委員、赤木オブザーバー、大吉オブザーバー、  
清水オブザーバー、西川オブザーバー、富樫オブザーバー  
福本オブザーバー、西田オブザーバー

篠原大臣官房審議官、植田行政経営支援室長、篠田課長補佐  
公営企業課鈴木経営企画係長  
財務調査課田中事務官

【議題】

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解の改訂について

【配布資料】

- 資料 1 平成 29 年度 地方独立行政法人会計基準等の改訂について
- 資料 2 新旧対照表
- 資料 3 研究会報告書 (案)

【概要】

- 資料 1~3 について事務局より、それぞれ説明を行った。
- 事務局案に大方の賛同が得られたが、会計基準及び研究会報告書 (案) について委員から意見があったため、会計基準及び研究会報告書 (案) の修正が必要か否か検討し、その結果を踏まえ、最終的な調整を行うこととされた。
- 委員からの主な指摘等
  - 「預り手数料」を、これを歳入とする設立団体又は関係市町村に納付した場合、「取り崩す」とあるが、これは積立金等に用いる用語であるため、別の表現がよいか。
  - 手数料の設立団体への納付の方法について、事務の内容ごと、設立団体ごとで変わらう場合の考え方を整理しておいた方がよいのではないか。
  - 申請等関係事務処理法人を共同設立する場合、区分経理をするべきか否かは協議により決められるとされているとのことだが、区分経理を行うとなった際に、勘定別財務諸表を作成すべきか否かが明確となっていないため、会計基準等で示すべきではないか。
  - 研究会報告書 (案) の区分経理に関する部分について、記述を追加すべきではないか。
  - 設立団体の数の減少に係る注記事項について、不要財産の納付に係る定款変更までは行ったが、その納付が未実施の場合を追加した方がよいか。